

## (概要)

振り込め詐欺救済法では、振り込め詐欺等の被害者の方が振り込みを行った預金口座（以下「移転元口座」といいます。）から他の預金口座に被害金が送金された場合、被害者の方は、移転元口座のほか、送金された先の預金口座（以下「移転先口座」といいます。）に対しても、分配金の支払申請を行うことができます。

しかしながら、当行において被害金の送金の有無を確認する事務に漏れがあり、当行の移転先口座に関する社内連絡又は移転先口座のある金融機関への連絡が遅延しました。

これにより、移転先口座への申請が行えることをお知らせしないまま移転先口座の分配金支払手続が進行してしまい、被害者の方が移転先口座への申請を行うことができず、本来受け取れるはずであった分配金をお受け取りになれない事例があることが判明いたしました。

## ○該当の移転先口座数、金融機関数、分配手続対象残高

該当の移転先口座数	金融機関数	分配手続対象残高
11 口座	2 行	975,059 円

対象となる被害者の方につきましては、移転先口座への申請を行えば受け取ることができた額を当行よりお支払いさせていただくこととし、お詫びとともに、お支払いのご案内を送付することといたします。

具体的な対応につきましては、下表のとおりです。

対応方法	
1. お支払いすべき被害者の方が特定されているもの (当行移転元口座の分配手続が完了している事案)  (対象口座数等：2 口座 残高合計：172,661 円)	→被害者の方(※)に、個別に移転先口座に係る分配金相当額の支払手続等についてご案内を差し上げ、当行よりお支払いさせていただきます。 ※当行移転元口座の分配金支払手続時に申請をされており、分配金をお受け取りいただいた(又は今後お受け取りいただく予定の方)
2. お支払いすべき被害者の方が特定されていないもの (当行移転元口座の残高が 1,000 円未満であるため分配が行われない事案及び当行移転元口座の分配手続が進行中の事案)  (対象口座数等：9 口座 残高合計：802,398 円)	→当行移転元口座へ振込みをされたすべての方に、個別にご案内を差し上げ、移転先口座への申請を行えば受け取ることができた額のお受取りの意思を確認させていただきます。お受取りの意思のある方に、改めて支払いの手続等についてご案内を差し上げ、当行よりお支払いさせていただきます。

## ○支払対象の当行移転元口座

以下の口座（当行移転元口座）に被害金の振込みを行った方について、上記の「対応方法」によりお支払いさせていただきます。

移転元通帳記号番号	預金保険機構による公告		移転元通帳記号番号	預金保険機構による公告	
	公告回	預金保険機構整理番号		公告回	預金保険機構整理番号
15110-6488651 (※)	0804	0804-9900-0830	12390-40015961 (※)	0911	0911-9900-0074
19050-28599661	0809	0809-9900-0186	18560-7957251 (※)	0913	0913-9900-0207
12300-53898141 (※)	0905	0905-9900-0080	10110-74839131	0915	0915-9900-0018
12160-36898451 (※)	0907	0907-9900-0104	17080-6887881	0920	0920-9900-0380

(※) のついたものは、残高が 1,000 円未満であるため、分配が行われていない口座。

○上記のほか、所定の手続により移転先口座への分配金の支払申請が行えるもので、移転元口座の分配金支払手続が進行しており、移転先口座への申請が行える旨を被害者の方へお知らせしていないものについては、当行より個別に移転先口座への申請についてご案内いたします。

- ・ 当行移転元口座 → 当行移転先口座 8 口座
- ・ 当行移転元口座 → 他行移転先口座 8 口座
- ・ 他行移転元口座 → 当行移転先口座 1 口座

(参考)

■振り込め詐欺救済法の概要

法律の正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）」といます。平成 19 年 12 月に公布、平成 20 年 6 月 21 日に施行されました。この法律では、振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定めています。

具体的には、金融機関が振り込め詐欺等により資金が振り込まれた口座を凍結し、預金保険機構のホームページで口座名義人の権利を消滅させる公告手続を行った後、被害者の方から支払申請を受け付け、被害回復分配金を支払うことなどが定められています。

被害者の方へ分配される額は、振込先口座が凍結された時の残高が上限となります。被害額の全額を国や金融機関が補填するというものではありません。

(「預金保険機構 HP」より)

振り込め詐欺などの詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振込みが利用されたものにより被害を受けた方が、振り込め詐欺救済法の救済の対象となります。

(「金融庁 HP」より)